国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（12歳未満）	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受ける場合（残存有効期間同一旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（渡航書）
パナマ	ﾊﾞﾙﾎﾞｱ	117	161	80	124	44	88	44	88	12	18
パラグアイ	ｶﾞﾗﾆ	800,000	1,100,000	550,000	850,000	300,000	600,000	300,000	600,000	80,000	125,000
バルバドス	ﾊﾞﾙﾊﾞﾄﾞｽ･ﾄﾞﾙ	235	324	162	250	88	176	88	176	24	37
ブラジル	ﾍｱﾙ	593	815	407	630	222	444	222	444	59	93
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ・ｿﾍﾞﾗﾉ	725	1,000	500	775	275	545	275	545	75	115
ベリーズ	ﾍﾞﾘｰｽﾞ･ﾄﾞﾙ	232	319	159	246	87	174	87	174	23	36
ペルー	ｿﾙ	444	611	306	472	167	333	167	333	44	69
ボリビア	ﾎﾞﾘﾋﾞｨｱｰﾉ	800	1,100	550	850	300	600	300	600	80	125
ホンジュラス	ﾚﾝﾋﾟﾗ	2,867	3,943	1,971	3,047	1,075	2,151	1,075	2,151	287	448
メキシコ	ﾒｷｼｺ･ﾍﾟｿ	2,350	3,230	1,620	2,500	880	1,760	880	1,760	230	370